

被災した稲わら等の処理について

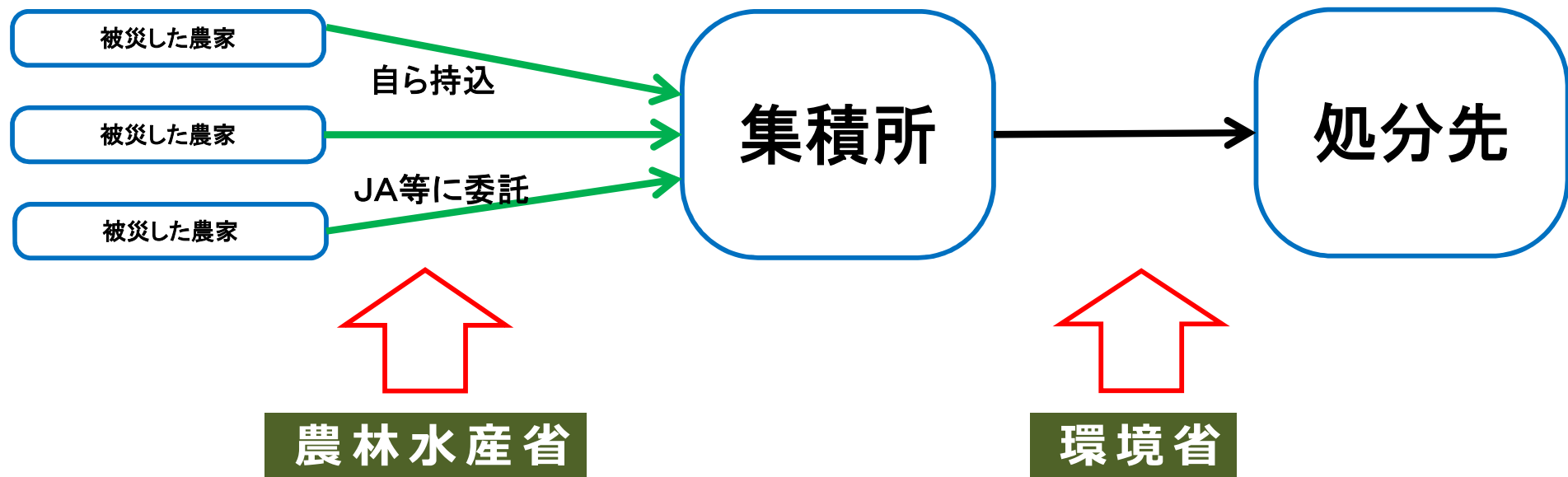
1. 事業概要

農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した稲わら等の処理を支援。

2. 処理スキーム

農家が集積所まで持込（自力又はJA等に発注）

※ 集積所については、市町村の環境部局、農業部局、JA等の関係団体が調整して決定する



稲わら等の撤去に係る経費を支援

市町村が、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して処理

市町村に相談の上、集めた稲わらの量(容積)がわかるように、写真を撮影するなど証明書類を残してください。

JAの皆さんにお願いしたいこと

- ① 稲わら等※の堆積物を効率的に収集するため、管内組合員の有志によるグループ(収集チーム)を作ってください。

☆ グループは集落等の地域のまとまりごとに作ると収集が効率的になります。

- ② 集積所については、市町村の環境部局、農業部局と相談して決定してください。
収集チームはほ場等にある稲わら等の堆積物を収集し、集積所に運搬してください。

☆ 収集した稲わら等の量(容積)が分かる証明書類(別添参照)を保存してください。

☆ 例えば、軽トラックの荷台に載せた状態やフレコンバックに入れた状態で写真を撮影すると稲わら等の量がわかりやすいです。

- ③ 収集に要する経費は農水省の補助事業により支援します。
補助事業に係る要綱・要領は制定次第お示ししますが、発災以降の作業であれば補助事業の対象とします。

☆ 収集チームに対しては、適切な労賃等をお支払いください。

※ 稲わら等とは、稲わら及びそれに付随する堆積物

農家の皆さんにお願いしたいこと

- ① ほ場等に稲わら等※の堆積物がある場合には、まずは、市町村かJAの担当者に連絡してください。
- ② ほ場等に堆積した稲わら等の撤去費用は農水省による補助事業の対象になりますので、まずは市町村かJAにご相談ください。
- ③ JA等が有志による「収集チーム」を組織しますので、収集作業にご参加いただける方はご参加ください。

地域の復旧、ほ場環境の再生に是非ともお力をお貸してください！

※ 稲わら等とは、稲わら及びそれに付随する堆積物

証明書類（参考）

- ①; 作業者 : ○○(○○県○○市)
- ②; 収集したほ場等 : ○○県○○市○○
- ③; 収集した稲わら等の量 : $0m^3$
- ④; ③が推定できる写真、領収書等

(写真例)

- ・軽トラックの荷台に載った稲わら
- ・稲わらが入ったフレコンバック 等

(領収書例)

- ・収集したJA等の収集量証明
- ・持ち込んだ集積所の測定書類 等

※ 写真、領収書等の双方を求めるものではなく、③が推定できるものがあればどちらでも構いません